

ふりがな入り

令和6年度障がい者を対象とした  
徳島県職員等採用選考考査受験案内

令和6年7月1日  
徳島県人事委員会

◎ 点字版の受験案内をご希望の方は、人事委員会事務局までお問い合わせください。

- 第1次選考日 令和6年11月3日（日）
- 受付期間 8月1日（木）から8月26日（月）
- 電子申請（推奨） 8月1日午前8時30分から8月26日までに到達したものに限り有効
- 郵便申請 8月26日までの消印のあるものに限り有効
- ※持参による申込み、受付期間経過後の申込みは、一切受付いたしません。

1 試験区分、採用予定人員及び主な職務の内容

次の試験区分から1つを選択して受験してください。また、第

2志望及び第3志望の選択は任意です。申込書を受理した後は、「選択した試験区分」の変更はできません。

(1) 試験区分、採用予定人員

行政事務2名程度、学校事務1名程度、警察事務1名程度  
※採用予定人員は変更になる場合があります。

第1次選考の合格者の決定方法については、次のとおりです。

ア 第1志望の試験区分ごとに高得点順に合格者を決定します。

イ ただし、第1次選考合格者数に達しない試験区分がある場合は、アの不合格者のうち、当該試験区分を第2志望

とした者から、高得点順に、合格者を決定します。  
ウ イの措置を行った上でも、第1次選考合格者数に達しない試験区分がある場合は、第3志望において同様の措置を行います。

(2) 主な職務の内容、勤務先

行政事務は、県税の賦課徴収、生活保護のケースワーク、許可業務等のほか各種施策の企画立案、条例等の制定、予算・経理等の内部管理業務など、県の関係機関において、一般行政事務に従事します。

学校事務は、県内（へき地及び準へき地を含む。）の市町村立小・中学校において、総務・財務・管財等の学校事務に従事します。

警察事務は、警察本部又は警察署等において、警察行政に関する企画・立案、予算・執行管理、情報管理、福利厚生、勤務管理等の事務に従事します。

2 受験資格

(1) 次の①及び②に該当することが必要です。

① 昭和63年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者

② 次に掲げる手帳等の交付を受けている者（令和6年11月3日までに交付される見込みの者を含む。）

ア 身体障害者手帳又は都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障がいをする旨の診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障がいについては、指定医によるものに限る。）

イ 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障がい者であることの判定書

ウ 精神障害者保健福祉手帳  
※上記の手帳等は受験日当日において有効であることが必要です。  
精神障害者保健福祉手帳には有効期限があります。有効期限の  
更新手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

(2) 次の①から③のいずれかに該当する者は、受験できません。

① 日本の国籍を有しない者

② 地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する者

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は  
その執行を受けることがなくなるまでの者

イ 徳島県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日  
から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はそ  
の下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する  
政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

③ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を  
受けている者（心神耗弱を原因とする者以外）

### 3 選考の日時、会場及び合格発表

(1) 第1次選考

ア 日時

令和6年11月3日（日）8時40分開場

検査時間は、活字による受験の場合、9時10分から

14時40分まで（点字による受験の場合は、9時10分  
から15時40分まで）

イ 会場

徳島県職員会館（徳島市万代町3丁目5-3）

※自動車によらなければ来場できない場合は、受験申込  
書にその旨を記入してください。

(2) 第2次選考

令和6年11月28日から12月5日のうち人事委員会が

指定する1日。日時及び会場は、第1次選考合格者に別途  
通知します。

(3) 合格発表

徳島県庁西側の掲示板及び徳島県職員採用案内ホームページに合格者の受験番号を掲示します。  
第1次選考合格発表は11月中旬、第2次選考合格発表は12月中旬で、合格者にのみ、文書で通知します。  
合格通知については、合格発表日の翌日から3日以内に届かない場合は、速やかに連絡してください。

#### 4 考査種目、内容及び配点

第1次選考の教養考査及び論文考査は、点字による受験が可能です。

##### (1) 第1次選考

###### ア 教養考査

公務員として必要な一般的知識(時事、社会、人文、自然等)及び知能(文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈等)について、高等学校卒業程度の筆記考査を行います。

択一式、40問必須解答、配点は100点、考査時間は2時間です。

(視覚障がい(又は読字障がい)のある方の教養考査の考査時間は、点字による受験を希望する場合は3時間となり、考査時間の延長を希望する場合は2時間30分となります。)

###### イ 論文考査

公務員として必要な一般的課題について、課題に対する理解力、論理性、文章による表現力等を有するかどうかをみるための論文考査を行います。

出題数は1題、配点は40点、考査時間は1時間です。

活字による受験の場合は約800字(点字による受験の場合は、1400マス、1行32マスで設定した場合、44行)となります。

###### ウ 適性検査

公務員として職務遂行上必要な素質及び適性について、検査を行います。配点はありません。

実施日は、11月3日(日)です。

第1次選考合格者は教養考査の成績により決定します。論文考査は、第1次選考合格者を対象に評定した上で、最終合格決定に当たり、他の考査種目の成績と総合して決定します。

(2) 第2次選考(口述考査)

主として人柄、性格等をみるため、個別面接を行います。

配点は160点です。

実施日は、11月28日から12月5日のうち1日です。

(3) 注意事項

基準に満たない考査種目がある場合は、不合格になります。最終合格者は、第1次選考の得点と第2次選考の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。

過去3年分の教養考査の例題を各年度2から3問と、論文課題を徳島県職員採用案内ホームページ上にテキストファイル形式で掲載しています。県庁ふれあいセンター(徳島県庁1階)には、活字版のほか、点字版も用意しています。

5 受験上の配慮事項等

次の(1)から(3)の方法を希望する場合、また、受験上の配慮が必要な場合は、受験申込書の「受験に当たっての要望事項」に記入してください。

なお、受験申込書への記入がない場合は、対応できないことがあります。

(1) 視覚障がい(又は読字障がい)のある方は、その障がいの程度により以下の方法による受験ができます。

ア 点字による受験(パソコンによる音声読み上げを補助として併用できます。ただし、パソコンは各自で用意してください。)

点字による受験の場合は、教養考査の考査時間は3時間(活字による受験の場合、考査時間は2時間)となります。

イ 考査時間の延長(拡大活字問題を併せることができます。)

良い方の眼の矯正視力が0.15以下の方及び視野狭窄等でこれに相当すると医学的観点から認められる方が対象となります。対象となるかどうかを受験申込後に診断書等で確認

します。  
教 養 考 査 の 考 査 時 間 は 2 時 間 3 0 分 ( 活 字 に よ る 受 験 の 場  
合 、 考 査 時 間 は 2 時 間 ) と な り ま す 。

ウ 拡 大 活 字 問 題 ( 文 字 の 大 き さ 1 4 ポ イ ン ト 程 度 ) で 受 験 す  
る こ と も で き ま す 。

(2) 聴 覚 障 が い 又 は 音 声 ・ 言 語 機 能 障 が い の 方 は 、 第 2 次 選 考  
の 口 述 考 査 の コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 手 段 と し て 、 筆 談 等 の 方 法  
に よ り 受 験 す る こ と が で き ま す 。

(3) 上 肢 機 能 障 が い 等 で 筆 記 が 困 難 な 方 は 、 論 文 考 査 に お い て  
パ ソ コ ン を 使 用 す る こ と が で き ま す 。 た だ し 、 パ ソ コ ン は 各 自  
で 用 意 し て く だ さ い 。

## 6 受 験 手 続

(1) 「 電 子 申 請 」 を 推 奨 し ま す が 、 「 郵 便 申 請 」 で も 申 込 み で き  
ま す 。

(2) 申 込 方 法 な ど 具 体 的 な 手 続 に つ い て は 、 徳 島 県 人 事 委 員 会  
事 務 局 ま で お 問 い 合 わ せ く だ さ い 。

## 7 合 格 か ら 採 用 ま で の 流 れ

(1) 人 事 委 員 会 は 、 任 命 権 者 ( 知 事 、 教 育 委 員 会 、 警 察 本 部 長 )  
に 対 し 最 終 合 格 者 を 通 知 し 、 こ れ に 基 づ い て 任 命 権 者 が 採 用 者  
を 決 定 し ま す 。

(2) 採 用 は 、 原 則 と し て 令 和 7 年 4 月 1 日 以 降 で す 。

## 8 給 与 、 赴 任 旅 費

初 任 給 は 、 職 員 の 給 与 に 関 す る 条 例 ( 昭 和 2 7 年 徳 島 県 条 例  
第 2 号 ) 等 の 規 定 に よ り 、 原 則 と し て 高 校 卒 の 場 合 で 、

1 7 3 , 8 0 5 円 ( 給 料 月 額 に 地 域 手 当 を 加 え た 額 。 令 和 6 年  
4 月 1 日 現 在 ) が 支 給 さ れ ま す 。

一 定 の 職 歴 等 が あ る 者 に つ い て は 、 そ の 経 歴 に 応 じ て 所 定 の  
金 額 が 給 料 月 額 に 加 算 さ れ る 場 合 が あ り ま す 。

こ の ほ か 、 期 末 ・ 勤 勉 手 当 、 扶 養 手 当 、 住 居 手 当 、 通 勤 手 当 等  
が 、 そ れ ぞ れ の 支 給 条 件 に 応 じ て 支 給 さ れ ま す 。

また、採用等に<sup>さいようとう</sup>に伴い、<sup>ともな</sup>住居<sup>じゅうきょ</sup>の移転<sup>いてん</sup>を行った場合は、<sup>おこな</sup>条例等<sup>ばあ</sup>の定め<sup>じょうれいとう</sup>に基づく赴任旅費<sup>しゅにんりょひ</sup>が支給<sup>しきゅう</sup>されます。

## 9 選考結果の口頭による開示請求

この選考<sup>せんこう</sup>考査<sup>けっか</sup>の結果<sup>こ</sup>については、<sup>じんじょうほう</sup>個人情報<sup>ほ</sup>の保護<sup>かん</sup>に関する法律<sup>ほう</sup>施行<sup>りつし</sup>条例<sup>こうじょうれい</sup>（令和4年<sup>れい</sup>徳島県<sup>ねんとくしまけん</sup>条例<sup>じょうれい</sup>第55号<sup>だいごうだいご</sup>）第5条<sup>だいご</sup>第1項<sup>だいご</sup>の規定<sup>きてい</sup>に基づき、次のとおり口頭<sup>こうとう</sup>で開示<sup>かいじ</sup>を請求<sup>せいきゅう</sup>することができます。

開示請求<sup>かいじせいきゅう</sup>できる<sup>もの</sup>者は、<sup>ふ</sup>不合格者<sup>ごうかくしゃ</sup>（<sup>ほんにん</sup>本人<sup>かぎ</sup>）に限ります。<sup>ほんにん</sup>本人<sup>ちやくせつかいじばしよ</sup>が直接<sup>ちやくせつかいじばしよ</sup>開示場所<sup>こ</sup>にお越<sup>でんわ</sup>してください。電話<sup>でんわ</sup>、はがき等<sup>とう</sup>による請求<sup>せいきゅう</sup>はできません。

開示請求<sup>かいじせいきゅう</sup>する<sup>さい</sup>際には、「選考当日<sup>せんこうとうじつ</sup>配付<sup>はいふ</sup>する受験番号<sup>じゅけんばんごう</sup>票<sup>ひょう</sup>」及び「<sup>うんてんめんきしやう</sup>運転免許証<sup>がくせいしやうとう</sup>や<sup>ほんにんかくにんしよるい</sup>学生証<sup>ひつよう</sup>等の本人<sup>ほんにん</sup>確認書類<sup>ひつよう</sup>」が必要です。

第1次<sup>だい</sup>選考結果<sup>じせんこうけっか</sup>の開示内容<sup>かいじないよう</sup>は、第1次<sup>だい</sup>選考考査<sup>じせんこうこうさ</sup>の教養考査<sup>きやうやうこうさ</sup>の得点<sup>とくてん</sup>及び順位<sup>およじゆんい</sup>です。

最終結果<sup>さいしゅうけっか</sup>の開示内容<sup>かいじないよう</sup>は、第1次<sup>だい</sup>選考考査<sup>じせんこうこうさ</sup>、第2次<sup>だい</sup>選考考査<sup>じせんこうこうさ</sup>の種目別得点<sup>しゅもくべつとくてん</sup>、総合得点<sup>そうごうとくてん</sup>及び総合順位<sup>そうごうじゆんい</sup>です。

それぞれの選考考査結果<sup>せんこうこうさけっか</sup>の開示期間<sup>かいじきかん</sup>は、それぞれの合格発表日<sup>ごうかくはつひょうび</sup>から1月間<sup>つきかん</sup>です。

開示場所<sup>かいじばしよ</sup>は、徳島県<sup>とくしまけん</sup>人事委員会事務局<sup>じんじいいんかいじむきよく</sup>（徳島県<sup>とくしまけん</sup>庁<sup>ちやう</sup>5階<sup>かい</sup>南側<sup>みなみがわ</sup>）です。

開示時間<sup>かいじじかん</sup>は、祝日<sup>しゅくじつ</sup>を除く月曜日<sup>のぞ</sup>から金曜日<sup>げつようび</sup>の、8時30分<sup>きんようび</sup>から17時15分<sup>じぶん</sup>までです。

## 10 その他

(1) この選考<sup>せんこう</sup>に関する問い合わせ先<sup>かん</sup>  
徳島県<sup>とくしまけん</sup>人事委員会事務局<sup>じんじいいんかいじむきよく</sup> 任用課<sup>にんようか</sup>

〒770-8570

徳島市<sup>とくしまし</sup>万代町<sup>まんだいちやう</sup>1丁目<sup>ちやうめ</sup>1番地<sup>ばんち</sup> 徳島県<sup>とくしまけん</sup>庁<sup>ちやう</sup>5階<sup>かい</sup>

電話<sup>でんわ</sup>：088-621-3212

FAX：088-621-2887

E-mail：shiken@mail.pref.tokushima.lg.jp

URL：https://www.pref.tokushima.lg.jp/saiyou/

- (2) 第1次選考当日は、手帳等によって受験資格の確認を行いますので、手帳等（原本：コピー不可）を必ず持参してください。持参していない場合は、受験できません。
- (3) 第1次選考の採点は、光学読取をしますので、選考当日は、HBの鉛筆とよく消える消しゴムを使用してください。
- (4) 介助のための付添人の方は、検査時間中に試験室に入室することはできません。別室で待機していただきます。
- (5) 時計は、時計機能だけのものに限り使用を認めます。携帯電話やスマートフォン、ウェアラブル端末等は、身につけたり、机の上に置くことはできません。
- (6) 自然災害等による選考の延期などの日程変更、その他選考の実施に係る連絡事項がある場合は、徳島県職員採用案内ホームページ等でお知らせします。必ず事前にご確認ください。
- (7) 第1次選考会場の徳島県職員会館は、付近に受験者用の駐車場はありませんので、公共交通機関を利用してください。また、送迎する場合は、近隣の施設・店舗等への無断駐車は絶対にしないでください。
- なお、車いす使用等の理由で自動車でなければ会場に來れないため、事前に受験申込書により申し出られた方は駐車できます。